

熊本県公報

号外 第10号
平成18年3月23日(木)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………(警察本部警務課) 1

登 載 依 頼

熊本県公安委員会規則第5号

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月23日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
熊本県警察の組織に関する規則(平成6年熊本県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第9条の2中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 個人情報の保護に関すること。

第24条第3号中「自動車」を「車両の使用者に対する指示、放置違反金に関する事務及び車両」に改める。

附 則

この規則は、平成18年3月31日から施行する。ただし、第24条第3号の改正規定は、平成18年6月1日から施行する。

